令和7年度 北海道地方最低賃金審議会 (第1回 電機専門部会) 資 料 目 次

- 資料No.1・・北海道地方最低賃金審議会(第51期)北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
- 資料No.2・・・北海道地方最低賃金審議会北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程
- 資料No.3・・・北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金影響率一覧

北海道地方最低賃金審議会(第51期) 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和7年9月1日任命

区分		氏	名		現 職
公	片	桐	ф Н	* 1 <u>1</u> 1	小樽商科大学 教授
益代表委員	** 鱼	野野		淳	北海道大学高等教育推進機構教授
貝	國	が武	英	生	小樽商科大学 教授
労	片	桐	で秀	Ļ	電機連合北海道地方協議会 事務局長
働者代表系	nta 金	予	ユ	IJ	日本労働組合総連合会北海道連合会副事務局長
(委員	村	かわ	が哲	広	パナソニックスイッチングテクノロジーズ労働組合 執行委員長
使用	池	だ 田	辛辛	^じ 	北海道経済連合会 労働政策局長
使用者代表委員	匹匹	がわり	きみ公	博	東芝ホクト電子㈱ 管理部総務グループ グループ長
女員	^{むか} 口	并		きより	北海道電気技術サービス㈱ 代表取締役社長

注1)公・労・使委員は、五十音順

北海道地方最低賃金審議会

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員(以下「委員」という。)から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
 - 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付 議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければな らない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知 するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、 相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても 同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項 により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通 知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な 方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を 及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場 合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に は、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものと する。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金影響率一覧(現行1,049円)

		全労働者
30円	(1,079円)	8. 58%
31円	(1,080円)	8. 58%
32円	(1,081円)	8. 58%
33円	(1,082円)	8. 58%
34円	(1, 083円)	8. 58%
35円	(1,084円)	8. 58%
36円	(1,085円)	8. 62%
37円	(1,086円)	8. 62%
38円	(1,087円)	8. 62%
39円	(1,088円)	8. 62%
40円	(1,089円)	8. 62%
41円	(1,090円)	8. 62%
42円	(1,091円)	8. 82%
43円	(1,092円)	8. 82%
44円	(1,093円)	8. 82%
45円	(1,094円)	8. 82%
46円	(1,095円)	8. 82%
47円	(1,096円)	8. 82%
48円	(1,097円)	8. 82%
49円	(1,098円)	8. 82%
50円	(1,099円)	8. 82%
51円	(1, 100円)	8. 82%
52円	(1, 101円)	9. 08%
53円	(1, 102円)	9. 08%
54円	(1, 103円)	9. 08%
55円	(1, 104円)	9. 08%
56円	(1, 105円)	9. 08%

		全労働者
57円	(1, 106円)	9. 37%
58円	(1, 107円)	9. 37%
59円	(1, 108円)	9. 40%
60円	(1, 109円)	9. 40%
61円	(1, 110円)	9. 40%
62円	(1, 111円)	9. 44%
63円	(1, 112円)	9. 50%
64円	(1, 113円)	9. 50%
65円	(1, 114円)	9. 50%
66円	(1, 115円)	9. 50%
67円	(1, 116円)	9. 50%
68円	(1, 117円)	9. 50%
69円	(1, 118円)	9. 50%
70円	(1, 119円)	9. 50%
71円	(1, 120円)	9. 62%
72円	(1, 121円)	10. 10%
73円	(1, 122円)	10. 10%
74円	(1, 123円)	10. 10%
75円	(1, 124円)	10. 10%
76円	(1, 125円)	10. 10%
77円	(1, 126円)	10. 10%
78円	(1, 127円)	10. 10%
79円	(1, 128円)	10. 10%
80円	(1, 129円)	10. 57%
81円	(1, 130円)	10. 57%
82円	(1, 131円)	10. 62%
83円	(1, 132円)	10. 62%

最賃未満率:全労働者 2.705% (2.588%)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金影響率一覧(現行1,049円)

		全労働者
84円	(1, 133円)	10. 62%
85円	(1, 134円)	10. 62%
86円	(1, 135円)	10. 69%
87円	(1, 136円)	10. 69%
88円	(1, 137円)	10. 69%
89円	(1, 138円)	10. 69%
90円	(1, 139円)	10. 69%
91円	(1, 140円)	10. 75%
92円	(1, 141円)	10. 83%
93円	(1, 142円)	10. 93%
94円	(1, 143円)	10. 96%
95円	(1, 144円)	10. 96%
96円	(1, 145円)	10. 96%
97円	(1, 146円)	11. 01%
98円	(1, 147円)	11. 05%
99円	(1, 148円)	11. 05%
100円	(1,149円)	11. 27%
		Last Control of the C

最賃未満率:全労働者 2.705% (2.588 %)